

大和市手話通訳嘱託員及び筆記通訳嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第37号

大和市手話通訳嘱託員及び筆記通訳嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市手話通訳嘱託員及び筆記通訳嘱託員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手続き」を「手続」に改める。

第3条第2項中「神奈川県聴覚障害者福祉センターが主催する要約筆記者講習会の受講修了者」を「神奈川県要約筆記者認定規程（平成24年4月1日施行）に基づき神奈川県要約筆記者として認定された者」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「支援」の次に「及び当該支援を行うための嘱託員の派遣調整」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国、地方公共団体等における相談及び手続に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。